

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年08月

Contents

税務法規

1. 増値税

- ▶ 「中外合作学校運営等に係る若干の増値税徴収管理問題の明確化に関する公告」(国家税務総局公告[2018]42号) (“42号公告”)ほか

2. その他

- ▶ 「全国における“放管服”改革の深化と政府機能の転換に係るテレビ電話会議の精神、税務ビジネス環境の改善の徹底的な実施に関する事項についての通知」(税総函[2018]461号) (“461号通達”)

商務法規

- ▶ 「行政許可等の事項の取消に関する決定について」(国発[2018]28号) (“28号通達”)ほか

税関法規

- ▶ 「加工貿易の管理監督に関する事項についての公告」(税関総局公告[2018]104号) (“104号公告”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2018年08月の発行状況は以下の通りです。

▶ 2018年 08月03日	第2018030号
▶ 2018年 08月10日	第2018031号
▶ 2018年 08月17日	第2018032号
▶ 2018年 08月24日	第2018033号
▶ 2018年 08月31日	第2018034号

Japan Business Servicesグループで、2018年08月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増値税

- ▶ 「中外合作学校運営等に係る若干の増値税徴収管理問題の明確化に関する公告」(国家稅務總局公告[2018]42号) (“42号公告”)

概要

国家稅務總局は2018年7月25日付で、若干の増値税徴収管理事項について規定にした42号公告を公布した。

42号公告では、中外合作の学校運営による教育サービスの提供により取得した収入に係る増値税免除政策や航空運輸販売代理企業に係る増値税政策、競売店に適用される増値税政策等について規定しているほか、納税者が機器設備の販売と同時に据付サービスを提供する場合の取扱いについて、次のように規定している。

- ▶ 納税者が自社生産した機器設備の販売と同時に据付サービスを提供する場合

現行の規定によれば、このような場合、納税者は機器設備と据付サービスの売上高を区分して計算しなければならない。機器設備の販売企業が機器設備を販売した後に据付を行う場合、当該機器設備を“甲供”¹の機器設備とみなし、機器設備の販売企業が提供する据付サービスも甲供工事で提供する据付サービスとみなして、簡易課税方式を選択適用することができる。

- ▶ 納税者が外部購入した機器設備の販売と同時に据付サービスを提供する場合

この場合、納税者が機器設備と据付サービスの売上高を区分して計算していなければ、混合販売の関連規定に基づき、適用される税目及び税率を確定する。一方、区分して計算していれば、機器設備を“甲供”の機器設備とみなし、機器設備の販売企業が提供する据付サービスも甲供工事で提供する据付サービスとみなして、簡易課税方式を選択適用することができる。

このほか、42号公告では、2016年5月1日より前に発生した營業税に関わる業務(すでに營業税を申告、納付したか、營業税を追納した業務を含む)について、發票を追加発行する必要がある場合、増値税普通發票を発行できると規定している。

「増値税改革に係る徴収管理問題の更なる明確化に関する公告」(国家稅務總局公告[2017]11号) (“11号公告”)では、上記業務に関わる増値税普通發票は2017年12月31日まで発行できる(別途規定する場合を除く)と規定していたが、その発行期限は42号公告では規定されていない。

また、42号公告によれば、納税者は調査に備えて関連資料を保管しなければならない。(11号公告については、「中国稅務及び投資速報(日本語要約版)」2017年4月号を参照。)

¹ “甲供”工事では、全部または一部の設備、材料、動力を工事の発注者が自ら購入する。

42号公告は公布日(2018年7月25日)に発効した。それ以前に公布された税務法規にある、42号公告と齟齬のある一部の条項は同時に廃止された。

42号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3644392/content.html>

42号公告の国家稅務總局による公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3644364/content.html>

11号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2567296/content.html>

- ▶ 「増値税未控除税額の還付に係る都市維持建設税、教育費付加及び地方教育付加費の政策に関する通知」(財税[2018]80号) (“80号通達”)

概要

2018年6月27日、財政部及び国家稅務總局は「2018年における一部の業種の増値税未控除税額の還付に係る租税政策に関する通知」(財税[2018]70号) (“70号通達”)を公布した。70号通達によると、設備製造等の先進製造業、研究開発等の現代サービス業(専用設備製造業、研究及び試験開発を含む)等を含む18業種では、2018年に増値税の期末未控除税額の還付を受けられる。(70号通達については、「中国稅務及び投資速報(日本語要約版)」2018年7月号を参照)。

これを踏まえて、2018年7月27日に財政部及び国家税務総局が公布した80号通達では、増値税の期末未控除税額の還付を受ける納税者は、都市維持建設税、教育費付加及び地方教育付加費の課税(徴収)ベースから還付される増値税税額を控除することができる旨を規定している。

80号通達は、公布日(2018年7月27日)から施行される。

80号通達の全文は、次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201807/t20180731_2976319.html

70号通達の全文は、次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3556358/content.html>

- ▶ 「一般納税者登記のオンライン処理の全国普及に関する通知」(税総函[2018]430号) (“430号通達”)

概要

「自由貿易試験区の第四弾改革試験の経験の複製・普及作業の実施に関する通知」(国発[2018]12号) (“12号通達”)に基づき、国家税務総局が2018年8月6日付で公布した430号通達によると、各省レベルの税務機関は当地区における電子税務局の建設の実状に合わせて、2018年11月20日までに一般納税者登記のオンライン処理を実現させる。

詳細は税務機関の公式サイト、電子税務局、ウィチャットの公式アカウント、12366納税サービスホットライン等で公布されると予想される。納税者は地方政策の変更に留意する必要がある。

430号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=17275595&flag=1>

12号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/23/content_5292971.htm

2. その他

- ▶ 「全国における“放管服”改革の深化と政府機能の転換に係るテレビ電話会議の精神、税務ビジネス環境の改善の徹底的な実施に関する事項についての通知」(税総函[2018]461号) (“461号通達”)

概要

「全国における“放管服”改革と政府機能の転換に係るテレビ電話会議の重点任務分担方案」(国弁発[2018]79号) (“79号通達”)に基づき、国家税務総局は2018年8月20日付で461号通達を公布した。当該通達において明らかにされた事項には、以下が含まれる。

- ▶ 2018年9月末までに、税務ビジネス環境整備の試験地域を浙江、江西、湖北、広西、海南、重慶、陝西、新疆、大連、寧波、厦門、青島の12省に拡大する。試験地域の当局は、少なくとも20の複製、普及が可能な税務手続の便宜化措置を推進しなければならない。
- ▶ 2018年末までに、全国で統一的な電子税務局を設置し、関連フォームへの基本情報の自動記入により、納税者による重複作業を減じる。
- ▶ 2018年10月末までに、試験地域の当局は、適格の新設企業が最初に発票(インボイス)を申請する際、1日以内に発票を受け取れるようにする。条件の整った地域では、即時に処理するようにする。
- ▶ 2018年末までに、試験地域において、納税者が申告期間内に企業所得税、増値税の申告データをオンラインで修正し、税額を追納できるようにする。また、2019年末までに、全国において、納税者が申告期間内に各税金の申告データをオンラインで修正し、税額を追納できるようにする。
- ▶ 2018年末までに、未処理事項がなく、正常納税者に属する納税者が同一省内で移転する場合、即時に手続を完了できるようにする。市場監督管理部門と共同で企業の簡易抹消改革を推進し、2018年末までは、企業の簡易抹消公告の前に、企業に未納税金に関するアラートを出す。企業に税務に関する未処理事項がある場合、税務部門は公告期間の満了日の翌日に異議を唱える。

中国政府は“放管服”改革を通じて税務サービスの効率を一層高めることを計画している。当該計画は、納税者の利便性及び税務手続の効率を高めることになるだろう。

461号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3679893/content.html>

79号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-08/14/content_5313752.htm

商務法規

- ▶ 「行政許可等の事項の取消に関する決定について」(国発[2018]28号) (“28号通達”)
- ▶ 「企業集団の承認登記等の4項目の行政許可等の事項のフォローアップ作業に関する通知」(国市監企注[2018]139号) (“139号通達”)

概要

2018年7月28日、国務院は28号通達を公布し、11項目の行政許可等の事項の取消を決定した。その主な項目は、企業グループの審査登記、台湾・香港・マカオ籍を有する者の中国本土における就業許可、道路運輸業への外商投資の審査・承認、国内企業による国外での企業(金融企業を除く)の設立に係る予備審査、分公司の設立に係る届出、外商投資パートナーシップ企業の支店の設立、変更、抹消に係る届出、営業許可証の無効声明等である。

これらのうち、4項目の行政許可等の事項の取消に関して、国家市場監督管理総局が2018年8月17日付で公布した139号通達には、次の内容が含まれる。

- ▶ 分公司の設立等に係る届出の取消。分公司の設立に係る届出と外商投資パートナーシップ企業の分支機構の設立、変更、抹消に係る届出を取り消した後、分公司の設立登記後または外商投資パートナーシップ企業の分支機構の設立登記、変更登記或いは抹消登記後に、関連の企業は登記機関で届出手続を行う必要がなくなる。各地の登記機関は関連情報の適時の更新と共有を実現する。
- ▶ 営業許可証の声明の取消。営業許可証を紛失または損傷し、申請者が再交付を申請する場合、企業は無料で、国家企業信用情報公示システム上で“営業許可証の無効声明”を公示することができる。

このほか、28号通達によれば、国務院は法定手続に従って、6項目の法定の行政許可事項について、全国人民代表大会常務委員会に関連の法律規定の改正を求めることになる。

28号通達の全文は、次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-08/03/content_5311485.htm

139号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201808/t20180821_275650.html

税関法規

- ▶ 「加工貿易の管理監督に関する事項についての公告」(税関総局公告[2018]104号) (“104号公告”)

概要

2018年5月29日付で、税関総署は税関総署令[2018]240号 (“240号令”)を公布し、「中華人民共和国税関の加工貿易貨物の管理監督弁法」 (“弁法”)の関連規定を改正した。これを踏まえ、税関総署は関連の事項について説明するため、2018年8月13日付で104号公告を公布した。

104号公告には、例えば、次のような内容が含まれる。(カッコ内は「弁法」の条項である。)

- ▶ 「弁法」は加工貿易貨物の手冊の設置、輸出入通関、加工、管理監督、照合消込手続に適用される(第2条)。104号公告によれば、経営企業は手冊の有効期間内に保税原料・部品或いは完成品の国内販売、繰越(結転)、積戻等の通関手続を行わなければならない。
- ▶ 税関は国家の規定に従って加工貿易貨物に対して保証制度を実施し、税関の承認を得なければ、加工貿易貨物を担保に差し入れることはできない(第6条)。104号公告では、担保差入手続を行わない状況、及び経営企業が加工貿易貨物の担保差入手続の申請をする際、所轄税関に提出すべき資料について規定している。

- ▶ 加工貿易企業は加工貿易貨物と非加工貿易貨物を区分管理しなければならず、加工貿易貨物は税関に届出をした場所に保管し、“専料専放”（特定の原材料を特定の場所に置く）を実行しなければならない（第9条）。104号公告によれば、「区分管理」とは、加工貿易貨物と非加工貿易貨物を区分して保管し、別個に記帳することを指す。貨物を区分して保管することができない場合、所轄税関が企業の内部情報化システムを検証し、企業がネットワーク管理システムを通じて加工貿易貨物と非加工貿易貨物のデータ情報フローを区分できることを確認した後、「区分管理」の管理監督条件を満たすものと認めなければならない。
- ▶ 税関の承認を得て、規定の原則に従うことを前提として、経営企業は保税原料・部品の間、保税原料・部品と非保税原料・部品の間で、同一企業の範囲内で取替をすることができる（来料加工で保税輸入した原料・部品を除く）（第25条）。104号公告では、従うべき関連の原則について明確にしている。
- ▶ 104号公告では、経営企業は手冊の有効期間内に照合報告（報核）を行わなければならない、経営企業が期限の到来した手冊について照合報告を行っていない場合、現行の関連規定により処罰すると規定している。

そのほか、104号公告では、深加工結転の手続（第21条）、外注加工業務に係る届出手続（第22条）等についても規定している。

104号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1965269/index.html>

240号令及び弁法の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302268/1868425/index.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

▶ **北京**

大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com

鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

▶ **大連**

秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com

▶ **上海**

高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com

鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com

江海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota-ishikawa@cn.ey.com

坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com

久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com

▶ **広州**

長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com

石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune-ishizawa@cn.ey.com

▶ **深圳**

小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com

▶ **香港**

重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

田所 聡史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com

吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

稲葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03007317

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

